

産業廃棄物処理業等許可申請における先行許可証の取扱いについて

1 内容

これまで先行許可証の提出があった場合、住民票の写しのみを省略可能としておりましたが、以下の表のとおり省略可能となりました。

申請者	提出書類	対象	省略可否
法人	住民票の写し	役員 株主等 使用人	○
	成年被後見人等として登記されていないことの 証明書		◎
	株主等が法人の場合、当該法人の登記事項証明書		◎
	誓約書		×
個人	住民票の写し	申請者 法定代理人	○
	成年被後見人等として登記されていないことの 証明書		◎
	法定代理人が法人の場合、当該法人の登記事項証 明書		◎
	誓約書		×

※◎が新たに省略可能となったもの。

2 施行日

令和6年5月30日

<参考>

先行許可制度とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する書類を全て提出して受けた、次に掲げる許可証（先行許可証）を提示することにより、添付書類の一部を省略できる。先行許可証として使用できる期間は先行許可証に記載されている許可の年月日から5年間。

- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証（新規・変更・更新）
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証（新規・変更・更新）
- 産業廃棄物処理施設の設置許可証（新規・変更）

※許可の更新の申請の場合にあっては、当該許可の新規許可、更新許可及び変更許可に係るものは先行許可証として用いることができません。